

【意見募集要項】

1 件名

利根沼田広域市町村圏振興整備組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

2 意見募集の趣旨

廃棄物処理施設を建設する場合、周辺環境を保全するために、排ガス、騒音、振動、悪臭などの公害への対策を検討する必要があります。

廃棄物処理施設を建設する際や実際に施設を稼働させた際に、周辺環境にどのような影響を与えるのか、自主規制値などを遵守できるのかといったことを、事前に調査、予測することでその対策を検討するための仕組みとして、生活環境影響調査があります。

生活環境影響調査は、調査、予測、影響の分析を行った上で、その結果に対して告示、縦覧を実施し、廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することが必要です。

そのため、本条例を制定するにあたり、広く住民のみなさまからご意見を募集します。

3 意見募集期間

令和6年12月2日（月曜日）から令和6年12月27日（金曜日）まで

4 意見提出対象者

- (1) 沼田市、片品村、川場村、昭和村またはみなかみ町（以下「構成市町村」という。）内に住所を有する者
- (2) 構成市町村内に事務所、または事業所を有する個人、法人等
- (3) 構成市町村内に通勤、通学している者
- (4) 本事案に利害関係を有する者

5 閲覧場所

- (1) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合一般廃棄物処理推進室
- (2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合ホームページ

6 意見の提出方法

(1) 郵送

〒378-0051 沼田市上原町1801番地2
利根沼田広域市町村圏振興整備組合一般廃棄物処理推進室

(2) ファックス

0278-22-3203

(3) 直接持参

利根沼田広域市町村圏振興整備組合一般廃棄物処理推進室

7 結果の公表時期

令和7年1月中旬の予定

8 注意事項

- (1) 電話や口頭でのご意見は受け付けできません。
- (2) 電話番号については、意見内容が不明な場合に確認のために使用します。
- (3) 提出いただいたご意見は、類似の意見等とこれに対する本組合の考え方を取りまとめた上、本組合のホームページでお知らせする予定です。意見を提出された方の氏名、住所等は公表いたしません。
- (4) 提出いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

9 問い合わせ先

利根沼田広域市町村圏振興整備組合一般廃棄物処理推進室（利根沼田文化会館2階）

電話 0278-22-3202